

介護職員等特定処遇改善加算 算定に係る「見える化要件」について

介護や福祉にかかわる職員の処遇改善については、これまで何度かの取り組みが行われてきました。

当施設では介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算取得を取得しており、これらの加算は、厚労省が定め施行される制度で、超高齢化社会を迎えるにあたり人材確保に向けた経済対策の取り組みの一環になります。職員の定着率の向上とサービスの質を維持・向上するために取得させて頂いています。

・加算の取得状況

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算 加算率

	介護職員処遇改善加算 I	介護職員等特定処遇改善加算 II	介護職員等ベースアップ等支援加算
老人保健施設あさひ (入所)	3.9%	1.7%	0.8%
短期入所療養介護 (ショートステイ)			
予防短期療養介護 (予防ショートステイ)			

* 加算は、サービス別の基本サービス費に各種、加算、減算を加えた1ヶ月あたりの総単位数に今回算定の3つの加算率を乗じた単位数になります。

・賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

1、入職促進に向けた取り組み

- ① 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ② 職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取り組みの実施

2、資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ① 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- ② 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

3、両立支援・多様な働き方の推進

- ① 有給休暇が取得しやすい環境の整備

4、腰痛を含む心身の健康管理

- ① 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器導入及び研修等による腰痛対策の実施
- ② 事故・トラブルの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

5、生産性向上のための業務改善の取り組み

- ① 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

6、やりがい・働きがいの醸成

- ① ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ② 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供